

1 概要

- (1) 内政では、一連の大規模抗議活動を受けた政府による治安対策措置などが発表されたほか、平和・公正・新憲法に関する合意に向けての呼びかけが行われた。国会では、新憲法制定のメカニズムに関する与野党間の合意がなされた。また、チャドウィック前内務・治安大臣に対する弾劾決議案が12月11日に可決された。ピニェラ大統領に対しても弾劾決議案が提出されている。
- (2) 外交では、リベラ外相がG20外相会合のため訪日したほか、OAS常設委員会における演説のため米国を訪問した。また、今次チリ社会危機を扇動する第三国の介入疑惑があがったものの疑惑をかけられたロシア及びキューバはこれを否定した。右に関しチリ政府は、外部工作立証のために第三国を追及することはしない旨表明した。

2 内政

(1) 大統領支持率などに関する世論調査（3社比較）（11月）

当地民間調査機関3社が実施した11月の大統領支持率などに関する世論調査結果によると、11月下旬のピニェラ大統領支持率・不支持率はそれぞれ4.6%、78.1%（Activa Research社）、10%、82%（Cadem社）及び12%、84%（Criteria社）の結果となった。

(2) コラム記事「チリの謎（enigma）」

2日、当地「ラ・テルセラ」紙は、「チリの謎（enigma）」と題されたチリで起きている現象の分析を掲載した。

同コラムは、チリで起こったことは、その他のラテンアメリカでシステムから疎外されたと感じる人々から起こった不満爆発とは関係のなく、チリでは発展の恩恵が一部少数の特権となっていることが問題である、と指摘する。

(3) イッサ・コート下院議員へのインタビュー

5日付当地「エル・メルクリオ」紙（C5面）は、イッサ・コート下院議員（独立民主同盟党（UDI）、下院外交委員会所属、智日友好議連会長）の現在のチリ情勢に関する外国メディアの報道についてのインタビュー記事を掲載した。

(4) ピニェラ大統領とのBBCインタビュー

6日付当地「ラ・テルセラ」紙は、前日（5日）に英BBC及びMega（国内メディア）がピニェラ大統領に対して行ったインタビューを掲載した。

「ピ」大統領は、政権の任期は満了する旨述べたほか、自身に対する弾劾の動き、緊急事態宣言の発令、抗議活動、新憲法の制定などに関して記者の質問に答えた。

(5) 大規模抗議活動を受けたチリ政府による治安対策措置発表

7日、ピニェラ大統領は、公共秩序を強化し、市民の安全を守ることを目的に、公共の秩序を乱

して行われる強盗行為に対する罰則を強化する「反略奪法案」含む一連の治安対策措置を発表した。

(6) ピニェラ大統領による平和・公正・新憲法に関する合意に向けての呼びかけ

12日夜、ピニェラ大統領は、国民に対して平和、公正、新憲法に関する合意に向けての団結を呼びかけた。

「ピ」大統領は、警察の役割を強化するために警察軍（カラビネロス）及び刑事警察（PDI）に対して予備警察官の増員を行うことを発表した。

(7) 新憲法制定のメカニズムに関する与野党間の合意

14日から15日未明にかけて、サンティアゴ市内の旧国会において新憲法制定に関する議論が与野党間で行われ、最終的に合意文書に署名が行われた。なお、同会合に野党共産党（PC）、地方主義緑の社会連合（FRVS）及び左派革新党（PRO-PAIS）の代表者参加はなかった模様。

同会合では、15時間にわたる議論が行われ、15日午前2:30、最終的に「社会の平和及び新憲法に向けた合意」と名付けられた合意文書が署名され、新憲法制定に関するメカニズムは2020年4月に行われる国民投票により決定されることで合意された。

(8) ピニェラ大統領による今後の政府コミットメント発表

17日夜、モネダ宮殿にて、ピニェラ大統領は、これまでの政府に対するデモ活動を振り返るとともに平和、新憲法に関する合意、社会政策の強化などの推進に対する政府のコミットメントについて述べた。

(9) ピニェラ大統領に対する弾劾決議案提出

19日正午、議会において下院議員11名により署名されたピニェラ大統領に対する弾劾決議案が提出された。

同弾劾決議案は、10月18日以降展開されている抗議活動において市民に対する人権侵害を行ったこと、並びに国家の名誉を損なった事などに対して「ピ」大統領の責任を問うものである。

(10) 議員給与減額などに関する法案の下院憲法委員会承認

20日、議員給与減額などに関する法案は下院憲法委員会にて承認され、27日、同法案は下院本会議において承認された。

同法が成立すると、新設される専門委員会（同委員会の構成員は、中央銀行から2名、上級公共管理評議会（財務省傘下）から2名及び大統領が1名任命する）が新たな給与額を規定するまでの2カ月間は、大統領を含む政府高官（大臣、次官、州知事、県知事、市長など）の給与は一時的に50%減額される。

なお、裁判官の給与減額については、下院憲法委員会では承認されたが、本会議においては賛成93票に留まり、必要票を獲得できず否決された。

(11) 高齢者のための年金・医療及び公共交通機関運賃に関する改革

21日、一連の国内の大規模抗議活動を受けて早急な実施が必要とされている高齢者のための年金・保健及び公共交通機関運賃の改革に関し、政府と上院の間で合意文書が署名された。

2日間にわたる交渉の末、21日明け方、最も脆弱な高齢者の年金給付額改善を含む一連の改革に関する合意書が政府と上院のすべての党の代表議員の間で署名された。同改革の大部分は202

0年の予算案に組み込まれるが、一部措置については今後法律による手続きが必要である。

(12) 重要インフラ警護への軍の協力を可能にする法案

26日、「ピ」大統領は、緊急事態宣言の発令なしで軍が重要なインフラ警護に協力することを可能にする法案に署名した。

同法案が成立することにより、警察軍（カラビネロス）に代わり、軍がインフラ警護に従事できるので、公的秩序及び市民を守ることに、より多くの警察軍を充当することができる。

(13) チャドウィック前内務・治安大臣に対する弾劾決議案可決

28日、下院においてチャドウィック前内務・治安大臣に対して提出されていた弾劾決議案の投票が行われ、賛成79票、反対70票、棄権1票で可決された。元閣僚に対する弾劾決議案の下院通過は、1990年以降初となる。

なお、12月11日、上院において投票が行われ、賛成23票、反対18票で同弾劾決議案は可決された。これをもって「チャ」前内務・治安大臣は今後5年間公職に就くことができなくなる。

3 外交

(1) チリ政府要人の外国訪問

ア リベラ外相訪日（G20外相会合）

22日から24日、「リ」外相はG20外相会合出席などのため訪日した。

22日、「リ」外相は日本の企業関係者との会合を実施し、昨今の国内情勢への政府の対応について述べた。23日、「リ」外相はG20外相会合において「自由貿易の促進とグローバルガバナンス」のセッションに出席した。また同会合のマーゲンでドイツ、インド、インドネシア、オランダ、フランス、オーストラリア、イギリス、トルコ及び日本の外相と二国間会談を行った。会談では、チリの現状に関する意見交換が行われ各国から連帯が示されたほか、治安、医薬品及び憲法関係の支援など、他分野にわたる協力の申し出があった。

イ. リベラ外相の米国訪問（OAS常設委員会における演説）

26日、リベラ外相は米州機構（OAS）常設理事会の臨時会議において、現在のチリ情勢を説明するためワシントンを訪れた。また、同会議に参加したアルマグロOAS事務総長はピニエラ大統領への支援を表明した。

【リベラ外相の発言ポイント】

●今チリ社会危機は、複数の要因の長年にわたる蓄積で発生した。チリはその政治的及び経済的安定性をもって大幅な貧困削減に成功したが、「経済発展はすべての人に平等をもたらしておらず、解決が待たれる不平等及び不公平が存在する」というのが国民の一般的な感情である。

●今チリ抗議活動では、少数派が犯罪者とともに騒乱を利用し、近代的な社会と民主主義システムの破壊を意図している。これに対しピニエラ大統領は、国民の保護という義務を果たすため、9日間にわたる緊急事態宣言の発出を強いられた。

●100万人超規模の平和的抗議活動が特定のリーダーではなく、SNSを媒介として実施されたことは、大きな尊厳と正義の追求という概念に賛同する個人の結集として見る事ができる。

●政府は喫緊のニーズに対応するため、年金、医療、医薬品、最低賃金の保証、電気料金の引き下

げ及び、高所得層向けの税制改革等といった新しい社会政策推進に取り組んでいる。

●チリ政府は、公共秩序の回復と法の支配の強化が、民主的且つ、人権を完全に尊重した方法で行われるべきであることを認識している。

●チリ政府は、新憲法制定と市民の正当な要求のための新しい合意を模索しているため、すべての政治的・社会的アクターに対し、しかるべき成熟度とビジョンを持ち行動するよう求めたい。

(2) チリにおける抗議活動に対する第三国の介入に関する疑惑

1日付当地「エル・メルクリオ」紙は、米国がチリにおける対立悪化を後押しするSNSを通じたロシアの介入を示唆している旨報道した。この米国による告発はアルマグロOAS事務総長のコロンビア、エクアドル及びチリの不安定化にベネズエラ及びキューバが関与しているという告発と類似している。また、同1日、ロシア政府は介入可能性を否定したほか、キューバ政府もアルマグロOAS事務総長の発言を否定した。

(3) 国連人権高等弁務官事務所調査団の到着

10月30日、ピニェラ大統領の要請を受け、バチェレ国連人権高等弁務官が派遣した国連人権高等弁務官事務所の調査団4名が（大規模な抗議活動が始まった）10月17日以降のチリにおける人権状況を直接調査するという目的のもとチリへ到着した。同日、調査団はライン法務大臣ら政府関係者と会合した。31日、調査団は国家人権機構（INDH）と会合し、ミッコ国家人権機構長は、健康、警察、デモについての記録結果等を伝達した。11月4日、調査団と会合したブリト最高裁判所長官は、拘束者数、合法性の程度、予防的拘束等の情報を伝達した。調査団は22日までチリに滞在する。

(4) チリにおける抗議活動に対する第三国の介入疑惑に関して

5日、リベラ外相は下院外交委員会に参加し、地下鉄駅の破壊や抗議活動に対する第三国の介入に関する議員らの質問に対し、国外の敵探しをするつもりはない、チリが多くの移民を受け入れているあるラテンアメリカ国に介入疑惑を向けて、同国と対立が生じるような「敵・味方(amigo-enemigo)」の関係を作ることには避けたい、と述べたほか、米国がチリへ介入したとしてロシアを糾弾したこと等に触れ、チリ政府は、外部からの工作を立証するために第三国の共犯を追及することはしない、と述べた。

(5) リベラ外相へのインタビュー記事

8日付当地「エル・メルクリオ」紙は、リベラ外相に対し実施したインタビュー記事を掲載しているところ、ポイント以下のとおり。

【ポイント】

●国民が求めているのは根本的な（チリの）問題解決である。すなわち、チリで行われている議論は右か左かということではなく、（経済的）成長を放棄せずに治安及び社会的平等と成長のバランスを確保することである。

●政府の優先事項は、第一に国民の安全性確保、第二に社会的要求を満たす改革の実行、そして第三に法改正のための政治的対話の実施である。

●今次社会的危機がチリの国際イメージに影響を及ぼさないと考えることは誤りであるが、チリはその強い経済基盤と能力の高い人材を活かし社会的合意を持って現在の状況を容易に克服すること

が可能である。右を実行することで、チリは海外から評価と関心が高い国であり続ける。

●チリが直面している危機は著しい経済成長が長きにわたり続いた国々で起こってきたことである。ネットワークの発達も個人が世界と、そして意見を共にする同世代とつながることを実現した。

(6) ボリビア大統領選に関する声明

10日、チリ政府はボリビア情勢に関し声明を発出し、同国が直面している社会危機に対する懸念を表明したほか、ボリビア憲法に則った迅速で平和的かつ民主的な解決方法を支持するとした。

(7) ビーグル海峡におけるチリ・アルゼンチン共同研究調査の開始

9日、アルゼンチン国立水産研究所（INIDEP）の調査船は、両国の調査チームを乗せ、気候変動の影響に関する調査活動のためビーグル海峡に向け出発した。今回が初となる共同運行は15日まで行われる。

(8) チリ情勢に関するPROSURの声明

14日付の外務省プレスリリースで、PROSURによるチリ情勢に関する声明が発出された。

(9) 国連人権高等弁務官事務所調査団のチリ訪問終了

22日、国連人権高等弁務官事務所が派遣した調査団のチリ訪問が終了した。4名からなる調査団は、アントファガスタ州、アラウカニア州、ビオビオ州、コキンボ州、マウレ州、首都州及びバルパライソ州を訪問したほか、警察署、刑務所及び病院の視察を実施した。また、治安部隊に対する暴力や施設の破壊に関する情報の分析も実施した。